

## 昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程

公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百一号）第五十三条第二項、第五十五条第一項及び第二項、第六十一条、第六十七条並びに第八十七条並びに公害健康被害補償法施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第六条及び第三十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、公害健康被害補償法施行規程を次のように定める。

（公害健康被害の補償等に関する法律第十三条第二項の規定による支払）

第一条 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の規定による支払は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）当該ばい煙発生施設等設置者（法第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者をいう。以下同じ。）が当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づき損害を填補したために当該年度において都道府県知事又は法第四条第三項の政令で定める市長が補償給付の支給を免れることとなつた額（その額が当該ばい煙発生施設等設置者が当該年度において納付する汚染負荷量賦課金の額（次条の規定により算定した額を除く。）を超える場合にあつては、その汚染負荷量賦課金の額）を限度として行うものとする。

第二条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第六条の環境省令で定めるところにより算定した額は、当該年度分として徴収すべき汚染負荷量賦課金の総額に対する当該年度における第一種地域に係る指定疾病（法第二条第三項の規定により定められた疾病をいう。以下この条において同じ。）による被害に關して行う公害保健事業に要する費用の二分の一に相当する額及び独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行う事務の処理に要する費用の額（独立行政法人通則法第四十六条の規定により政府から交付された金額に相当する額を除く。）の合計額の割合を、当該ばい煙発生施設等設置者が当該年度において納付する汚染負荷量賦課金の額に乗じて得た額とする。

（年間排出量の算定の方式）

第三条 法第五十三条第二項の環境省令で定める同条第一項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める

式により得た値の硫黄酸化物の量（温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。）を合計するものとする。

（第二項の規定による支払）

規付義務者は、同項の申告書を提出する際に

業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者（法第五十二条第三項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第二項、第七条、第八条及び第九条第二項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方により納付することができる。

（添付書類）

第六条 法第五十五条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

（第三条第一項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類）

二 第三条第一項たゞし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者があつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類

三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類

四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類

五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類

六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

（電磁的記録媒体による手続）

第六条の二 法第五十五条第二項の規定に基づく同条第一項の申告書への前条の書類の添付については、第四条第一項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要となる事項を電磁的記録媒体（電磁的記録媒体による記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したもの添付することにより、行うことができる。

（汚染負荷量賦課金の充当）

第七条 機構は、法第五十五条第五項の規定により、未納の汚染負荷量賦課金その他法の規定による徵収金に充当したときは、その旨を納付義務者（法第六十二条第二項の規定により特定賦課金を納付する義務を負う特定施設等設置者（法第六十二条第一項に規定する特定施設等設置者をいう。以下同じ。）をいう。第十二条及

第三条 法第五十三条第二項の環境省令で定める

（単位排出量当たりの賦課金額）

五 硫黄酸化物の法第五十四条第二項第一号の

（単位排出量当たりの賦課金額）

六 法第五十五条第一項の規定により納付す

べき汚染負荷量賦課金の額が三十万円以上であ

る納付義務者は、同項の申告書を提出する際に

法第五十六条の規定による延納の申請をした場合には、その汚染負荷量賦課金を、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

（納付の方法）

第五条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事

業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者（法第五十二条第三項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第二項、第七条、第八条及び第九条第二項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方により納付する

ことができる。

（添付書類）

第六条 法第五十五条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

（第三条第一項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類）

二 第三条第一項たゞし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者があつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類

三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類

四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類

五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類

六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

（電磁的記録媒体による手続）

第六条の二 法第五十五条第二項の規定に基づく同条第一項の申告書への前条の書類の添付については、第四条第一項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要となる事項を電磁的記録媒体（電磁的記録媒体による記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したもの添付することにより、行うことができる。

（汚染負荷量賦課金の充当）

第七条 機構は、法第五十五条第五項の規定により、未納の汚染負荷量賦課金その他法の規定による徵収金に充当したときは、その旨を納付

義務者（法第六十二条第二項の規定により特定賦課金を納付する義務を負う特定施設等設置者（法第六十二条第一項に規定する特定施設等設置者をいう。以下同じ。）をいう。第十二条及

第三条 法第五十三条第二項の環境省令で定める

（単位排出量当たりの賦課金額）

五 硫黄酸化物の法第五十四条第二項第一号の

（単位排出量当たりの賦課金額）

六 法第五十五条第一項の規定により納付す

べき汚染負荷量賦課金の額が三十万円以上であ



については十一月十五日までに、翌年一月一日から三月三十一日までの期分の汚染負荷量賦課金については同年二月十五日までに、それぞれ」と、第十二条及び第十四条中、「五百万円」とあるのは「三十万円」と、「七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日」とあるのは「六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日」と、「その後の各期分の特定賦課金についてはそれぞれその前の期の末日までに」とあるのは「七月一日から九月三十日までの期分の特定賦課金については八月十五日までに、十月一日から十二月三十一日までの期分の特定賦課金については十一月十五日までに、翌年一月一日から三月三十一日までの期分の特定賦課金については同年二月十五日までに、それぞれ」とする。

(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う昭和五十三年度分の汚染負荷量賦課金に関する特例)

公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和五十三年政令第二百二十四号)附則第二項の汚染負荷量賦課金に関する第八条及び第九条の規定の適用については、前項の規定にかかるらず、第八条第一項中「五百万円」とあるのは「三十万円」と、「四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日」とあるのは「六月二日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日」と、同条第二項(第九条第一項において準用する場合を含む)中「その汚染負荷量賦課金の額を期の数で除して得た額を各期分の汚染負荷量賦課金として」とあるのは「その汚染負荷量賦課金の額の十分の四に相当する額を最初の期分の汚染負荷量賦課金と、その汚染負荷量賦課金の額の十分の六に相当する額をその後の期の数で除して得た額をその後の各期分の汚染負荷量賦課金として」と、「その年度の初日」とあるのは「昭和五十三年七月一日」と、「その後の各期分の汚染負荷量賦課金については十一月十五日までに、翌年一月一日から三月三十一日までの期分の汚染負荷量賦課金については同年二月十五日までに、それぞれ」とする。

**附 則** (昭和五十三年三月二十九日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

商産業省令第三号)

**附 則** (平成元年三月三〇日総理府・通商産業省令第五号)

この命令は、公布の日から施行し、平成十一年事業年度の汚染負荷量賦課金の納付から適用する。

**附 則** (平成元年三月三〇日環境省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年三月三〇日環境省令第五号)

この命令は、平成元年四月一日から施行する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成元年三月三〇日総理府・通商産業省令第六号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年三月三〇日環境省令第六号)

この命令は、平成元年四月一日から施行する。

第一 条 この命令は、平成十九年九月三十日から施行する。

◎新規の申請	はいする (はいしない)	(はいしない) 円
◎作成発行監査課員の別紙地図類内訳		
(はい)又は概算(初期) 長期 2 期 中期 3 期 (はい) 4 期	円	円
	円	円

様式第3号（2）（第17条関係）

様式第4号（第21条関係）